

会 議 録

会議の名称		深谷市空家等対策審議会 第1回会議		
開催日時		平成31年2月6日(水) 午前9時30分開会・午前10時45分閉会		
開催場所		藤沢公民館 大会議室		
出席者	委員	8人(岩崎委員、浅見委員、保岡委員、吉田委員、内田委員、細野委員、中野委員、沢野委員)		
	事務局	8人(協働推進部長、次長兼自治振興課長、次長兼建築住宅課長ほか5名)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	0人
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱書交付 3. 市長あいさつ 4. 委員紹介 5. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長・副会長の選出 (2) 深谷市空家等対策審議会について (3) 深谷市における空き家対策について (4) 深谷市特定空家等の判断基準(案)について 6. その他 7. 閉会 		
資料		<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 資料1 深谷市空家等対策審議会 概要、委員名簿 ・ 資料2 深谷市の空き家対策の取り組み ・ 資料3 深谷市特定空家等の判断基準(案) ・ 参考資料 		

<p>議事審議経過</p>	<p>(1) 会長・副会長の選出 会長に岩崎委員、副会長に浅見委員、承認。</p> <p>(2) 深谷市空家等対策審議会について 審議会の概要について事務局より説明。質疑なし。</p> <p>(3) 深谷市における空き家対策について 空き家の現状、主な取り組み、課題を事務局より説明。 質疑経過は以下のとおり。</p> <p>委員 空き家対策の課題の中で、一番問題になってくるのは、所有者不明の物件であると思います。市内に何件ありますか。また、所有者がいないとなると、税金を投入して対処することになりますが、市としてどのように考えているのですか？</p> <p>事務局 平成 29 年度の実態調査結果では、市内には相続放棄など、所有者不明の空き家が 20 軒（危険 6 軒、やや危険 6 軒、危険でない 8 軒）で、今後も増加が懸念されます。 今回所有者不明で実施した略式代執行の案件は、周辺へ与える影響が大きく、公共性が高いと考えられる事案により実施したものであり、市税を投じる場合には慎重な判断が必要であると考えております。</p> <p>議長 市税投入の問題は、空き家所有者への補助制度にも通じる論点として、空き家の解体補助制度も、単なる解体だけでなく、その後の土地の有効活用につなげるものであるべきと思われます。効果も含め、今後の検討課題かと思われます。</p> <p>委員 相続放棄物件は、誰が管理するのですか？</p> <p>事務局 相続放棄したひとは、次の管理人に対する管理責任がありますが、財産管理人が選任されていなければ、所有者不存在となってしまいます。</p>
---------------	--

(4) 深谷市特定空家等の判断基準(案)について
深谷市の特定空家等の判断基準(案)を事務局より説明。
質疑経過は以下のとおり。

委員

文言は国のガイドラインの表現にあわせているのですか？

事務局

深谷市にあわせて一部修正していますが、おおむね国ガイドラインにあわせています。字句については、再度確認修正します。

委員

特定空家等の判断にあたり、建築物だけでなく周辺の状況がわからないと、実際の判断が難しいのではないのでしょうか？

事務局

周辺の状況についてはチェックリスト「判定理由」の欄に記入するほか、地図や写真一式を添えて資料とする予定です。

議長

位置関係や写真をスライドで表示するなど、わかりやすい形式で示していただきたいです。

委員

該当項目が一定数超えれば特定空家等にするというような、目安はあるのですか？

事務局

個別判断をしていく中で、事例として積み重ねたいと思いますので、現時点で目安は用意していません。

議長

C ランクがひとつでも該当する場合、B ランクに複数該当する場合に特定空家等にするといった事例もあると聞いています。他の自治体の事例を研究し、判断の参考となる目安について、ご検討をお願いします。